

マイナ保険証導入についてのQ&A

2024年10月24日

A Tグループ健康保険組合
総務課

① 「資格情報のお知らせ」について

Q1-1. 現在在籍者については、ダウンロード期間が2024年10月25日～11月末日までとなっているが、12月以降は閲覧・ダウンロードはできないのか？

A. 12月以降は閲覧およびダウンロードができません。必ず11月末日までにダウンロードし、印刷して保管しておいてください。

Q1-2. 「資格情報のお知らせ」は、全加入者に交付するか？

A. 「資格情報のお知らせ」は、今後の取得者も含め、全加入者に交付します（「資格確認書」発行の有無にかかわらず）

Q1-3. 2024年10月1日～2024年12月1日に資格取得した人に対する「資格情報のお知らせ」の発行方法は？

A. 2024年12月上旬に一括して紙でお送りします。マイナンバーの記載はありませんので、資格情報（記号・番号など）の確認にご利用ください。
その際「けんぽマイページ」へのログイン方法も添付しますので、必ずログインしてご自身の情報をご確認ください。

Q1-4. 2024年12月2日以降に取得した人に対して「資格情報のお知らせ」の発行方法は？

A. 「けんぽマイページ」からのダウンロード形式で交付します。マイナンバーの記載はありませんので、資格情報（記号・番号など）の確認にご利用ください。

Q1-5. 給与明細が発行されない任意継続被保険者に対しては「資格情報のお知らせ」はどのように発行されるか？

A. 任意継続被保険者の方には、紙で発行し、郵送します。

② 「資格確認書」について

Q2-1. 新規加入時にマイナ保険証を持っていない人は、どのように申請すればよいか？

A. 「資格取得届」（任継含む）および「被扶養者異動届」に以下のチェック欄を設ける予定です。

「資格確認書発行要否 発行が必要」

ただし、本人から上記申請があっても、当健保にて「マイナ保険証登録済」と確認できた方には、発行できません。

Q2-2. 子出生の時の対応は？

A. 出生直後からマイナ保険証登録までの時間がかかるため、資格確認書を発行します。

Q2-3. 資格確認書の有効期限はあるか？

A. 有効期限は1年で、毎年8月末に更新となる予定です。

Q2-4. 在籍者でマイナ保険証未所持の方への資格確認書の発行はいつ行うか？

A. 切れ目なく診療が受けられるよう、2025年11月中に発行する予定です。

Q2-5. 資格確認書は、申請があった人全員に発行するのか、またはマイナ保険証登録ができていないことを確認した人のみに発行するのか？

A. 健保では、マイナ保険証登録ができていない人しか発行できません。
なお、マイナ保険証登録ができていないかの確認に時間を要するため、即時発行が難しい状況です。

Q2-6. 有効期限が切れた資格確認書の返納は必要か？

A. 返納は不要です。ただし、有効期限より前に資格喪失した場合は、必ず返納してください。

③従来の健康保険証について

Q3-1. 2024年12月1日（日）に取得の人は、休業日の関係で交付年月日が12月2日以降となってしまうが、健康保険証の発行は可能か？

A. 交付日を基準としますので、12月1日に資格取得した人であっても、交付日が12月2日以降となってしまうため、保険証の交付はできません。（マイナ保険証の利用をお勧めします）

Q3-2. 経過措置期間が終了する2025年12月2日以降、健康保険証を返納する必要があるか？

A. 返納の必要はありません。ただし、有効期限より前に資格喪失した場合は、必ず返納してください。